

平成 20 年 9 月 24 日

規制改革会議
雇用・就労タスクフォース

厚生労働省との意見交換に係る質問事項
＜理容師・美容師資格について＞

貴省との意見交換に向けて、次のとおりご質問させていただきますので、意見交換の前までに当事務局へご回答いただきたくお願いいたします。

1. 規制改革推進のための3か年計画（改定）への対応状況について

3か年計画において、平成20年度末までに結論となっております下記2項目につき、現在の対応状況をご教示ください。

- ① 教科課程の見直し
- ② 両資格取得時の教科課程免除範囲の拡大

2. 理容師・美容師資格制度について

- (1) 意欲を有する者が就労する機会を拡げ、消費者ニーズに対応するために、基本的なカット技術に特化した資格を創設すべきと考えております。かかる資格を創設した場合にどのような問題が生じるか、具体的にご教示ください。
- (2) 消費者サービス向上のため、理容師・美容師両資格保有者が勤務する施設について、理容所・美容所両方の施設としての重複届出を認める制度を創設すべきと考えております。かかる制度の創設にあたっては、運用上の整理が必要な内容についてあらかじめ規定することにより、法令の運用等に支障を来すことはないと考えますが、貴省において問題があると考えられるのであれば、どのような問題が発生するか、具体的にご教示ください。
- (3) 理容師及び美容師の混在勤務の解禁や両資格の統合は、理容所の後継者問題の軽減（美容師資格を有する子が理容所を承継しやすくなる）、高度化する消費者ニーズへの適合（同じ施設において理容及び美容の両サービスが提供可能になる）、近隣の理容所減少に伴うサービス低下の防止などの観点から、有用であると考えております。この見直しにより、衛生等の確保も含め、理容業及び美容業の適正な運営が

妨げられることはないと思いますが、貴省において問題があると考えられるのであれば、どのような問題が発生するか、具体的にご教示ください。

以 上